

EU VAT 電子商取引 規則上の変更点

2021年7月1日時点

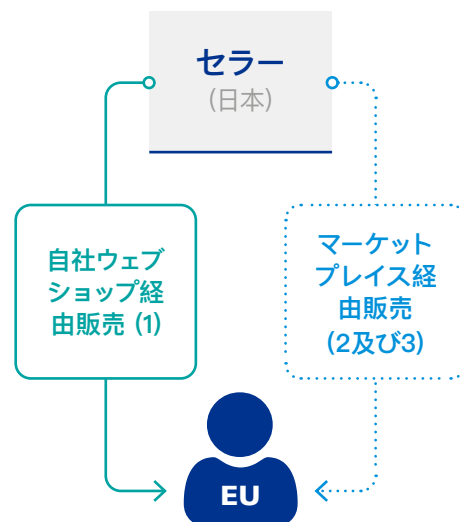
欧州連合(「EU」)では、VAT規則に対して、2021年7月1日付で大幅な変更を行います。これにより、電子商取引におけるセラー、マーケットプレイスオペレーターおよびロジスティクスサービス・プロバイダーが影響を受けることになります。このパンフレットでは、具体例を通して、この変更によるセラーとマーケットプレイスへの影響、および利用可能なオプションを概説します。

具体例

日本に所在するセラーは、EU域内の個人消費者に、ウェブショップと第三者が運営するマーケットプレイス(代

理人として機能) 経由で物品を販売(B2C)しています。この場合、次のタイプの取引が発生することになります:

No.	販売チャネル	インベントリー の場所	取引の種別
1	自社ウェブ ショップ	JAPAN	B2Cによる EUへの輸入
2	マーケット プレイス	JAPAN	
3	マーケット プレイス	EU内 (フルフ ィルメントセ ンター)	B2CによるEU 内での販売



現行の仕組み

2021年6月30日まで

以下では、上記の例における売買取引が、現在のEU VAT規則の下でどのように取り扱われているかを説明します。

B2CによるEU域内への輸入取引

(取引の種別1および2)

- EU域内への低価格(EUR22以内)の輸入品については、一般にVATが免除されています。ただし現在一部のEU国では、こうした免除を適用しないこととする例外が適用されています;
- 運送業者(あるいは郵送オペレーター)は、低価格の閾値を越える貨物の輸入を行う場合、VAT(および関税)を徴収することが義務付けられます。販売に適用される取引条件(インコタームズ)によって、運送業者は、このVATを消費者から(例えばインコタームズがDAPの場合)あるいはセラー(インコタームズがDDPの場合)から回収します。
- マーケットプレイスオペレーターは、現在B2CによるEU域内への輸入取引についてVATを徴収する義務は負っていません。

B2CによるEU域内での販売取引

(取引の種別3)

- 物品は、EU域内で保管されている現地在庫分から消費者に発送される(つまり、マーケットプレイスの在庫品をEU域内の物流拠点(フルフィルメントセンター)で保管している)ため、海外のセラーは、一般的に当該販売取引に関してVATの登録と徴収手続きを行う義務を負います。
- EU域内の発送先の国(つまり消費者が物品を受け取る国)のVATは、現地年間売上高による閾値を越えた場合にのみ適用されます。この閾値は、EUR35K –EUR100Kの間です。
- EU内の発送先の国での販売額が、年間売上高による閾値を下回る場合については、VATは、EUの発送元の国において適用されます(在庫を保管しており、消費者に発送を行う国)。
- マーケットプレイスオペレーターには、現在B2CによるEU域内での販売取引についてVATを徴収する義務は負っていません(ただし、特定のEU加盟国において連帯してVATについて責任を問われる場合があります)。

変更後の仕組み

2021年7月1日以降

以下では、上記の例における売買取引が、2021年7月1日以降の新たなEU VAT規則の下でどのように取り扱われるかについて説明します。

B2CによるEU域内への輸入取引ー 自社ウェブショップ経由での販売の場合

(取引の種類1)

EUへの低価格輸入品に係るVAT免除は取り消され、EUへのすべての輸入品についてVATの徴収が必要となります。(i)EUR 150以下の貨物と(ii)EUR150超の貨物とで取り扱いが異なることとなります。

i. i. B2Cによる貨物輸入
– EUR 150以下 でEU域内宛に発送

自社のウェブショップにて販売を行うセラーは、以下の2つのオプションがあります:

オプション 1 チェックアウト時 (ウェブショップでの商品購入時) にVATの登録手続きとVATの徴収を行う	オプション 2 運送業者が輸入時にVATの徴収を行う
セラーは、VATの登録手続きを輸入ワンストップ・ショップ(「IOSS」)システムを通して行うことを選択できます。	セラーがIOSSシステム(オプション1)を選択しなかった場合は、通関手続きを行う運送業者(あるいは郵送オペレーター)が輸入品のVATを徴収する必要があります。
この場合、チェックアウト時に、EU域内の発送国でのVATを徴収する必要があります。	運送業者は、多くの場合、このVAT徴収業務について、追加取扱手数料を徴収します。
この方法の利点は、消費者に対し、POSシステムでセラーがVAT税込の価格を表示できる点です。	販売に適用される取引条件(インコタームズ)によって、運送業者は、このVATを消費者から(例えばDAP販売)あるいはセラーから(DDP販売)徴収します。
最終価格があらかじめわかっている場合、消費者による受取拒否の件数を減らせる可能性があります。	運送業者が消費者からVATを徴収する場合、消費者がVATを支払うまでは、物品は消費者に配送されません。
運送業者が輸入時にVATを徴収する必要がないため、通関手続きもより迅速に行えます。	消費者は事前に (チェックアウトの時点で) VATと取扱手数料の実際の金額を知らされていないため、物品の受け取りを拒否する場合があります。
物品が最初にEU域内の国1に輸入され、次に最終目的地のEU域内の国2に発送される場合、集中輸入管理モデルによって、物流を単純化することができます。	貨物が当初EU域内の国1に輸入され、最終目的地はEU域内の国2にある場合、EU域内の国2の関税手続きが行われ、自動的に保税運送 (外国貨物を保税のまま一時保留する) となります。
セラーは、EU内の1つの国でのVAT登録を行うだけで、あとは当該国の税務当局に、EU(27の加盟国および北アイルランド地域)への輸入品すべてについて、月次のVAT申告書を提出するのみとなります。	セラーは、IOSSシステムを利用していないため、VAT申告書を提出する行う義務を負いません。

ii. B2Cによる貨物輸入
– EUR 150 超でEU域内宛に発送

EUR 150超 でEU域内宛に貨物を発送する場合、B2Cによる貨物輸入手続きに変更はありません。すなわち、運送業者(あるいは郵送オペレーター)が輸入時点でVATを徴収する必要があります。

適用される販売取引条件 (インコタームズ)によって、消費者から(例えばインコタームズがDAPである場合)あるいはセラーから(インコタームズがDDPである場合)VATの徴収が行われます。

B2CによるEUへの輸入取引 – マーケットプレイスによる販売の場合

(取引の種類2)

- EUへのEUR 150以下のB2Cによる貨物輸入の場合、販売を「促進する」マーケットプレイスは、一般にセラーから物品を購入し、かつ消費者にこの物品を販売しているものとみなされます。
- したがってマーケットプレイスは上記(取引の種類1)と同じ2つのオプションを選択できます。すなわち、IOSSシステムを利用するか、または運送業者が輸入時点でVATの徴収を行います。
- セラーはここで、2つの点に注意する必要があります:
 - (i) IOSSシステムの利用を選択した場合、マーケットプレイス(セラーではなく)が、当該取引においてVATを徴収する必要がある点。
 - (ii) マーケットプレイスがIOSSシステムを選択した場合、また選択しなかった場合の実務上の手続きについて(消費者に対する潜在的なVATおよび取扱手数料の加算、通関の速さ、集中輸入モデルのための保税運送など)。
- EUR 150超 でEU域内宛に発送する場合、B2Cによる貨物輸入手続きに変更はありません。マーケットプレイスはこれらの取引ではセラーとはみなされません。

B2CによるEU域内での販売取引 – マーケットプレイスによる販売の場合

(取引の種類3)

- セラーはEU域外(日本)に所在するため、マーケットプレイスは、セラーからこの物品を購入し、かつ消費者にこの物品を販売しているとみなされます。
- マーケットプレイスは、このみなし販売に適用されるVATを、EU内の発送先国の消費者から徴収する必要があります。EU域内の発送先国(発送元国ではない)でのVATが適用されないこととなる現在の年間売上高の閾値はなくなる一方で、代わりとして、EU全域についての年間売上高の閾値としてEUR10K に変更されます。
- マーケットプレイスは、ワンストップ・ショップ(「OSS」)システムでの単純化されたVAT登録を選択できます。この場合は、EUの国の1つでのVAT登録を行い、当該国の税務当局に、EU(27の加盟国および北アイルランド地域)へのB2C販売すべてについて、四半期でのVAT申告書を提出するのみとなる点が利点となります。
- このうち、セラーからマーケットプレイスへのみなし販売の取引部分については、VATが免除されています。ただしセラーは、マーケットプレイスに販売についてのインボイスを発行することが必要となります。マーケットプレイスが、セラーごとに異なるインボイス書式に対応する事態を避けるため、マーケットプレイスは、セルフビリングを採用することができます。これは物品が供給される各国のルールに従いますが、事前にセルフビリングと、現行のインボイスの受取の手続きについてセラーとマーケットプレイスとの間で合意することが必要となります。
- セラーがEU域外に位置する場合、マーケットプレイスには、上記のEU域内のB2C販売に係る義務のみを負うことに注意してください。EU域内にあるセラーは、自社でVAT手続きを行う必要があります。



これらのVAT手続きの変更 に対応するには?

電子商取引におけるセラー、マーケットプレイスオペレーターおよびロジスティクスサービス・プロバイダーは、上述のとおり新しいEU VAT電子商取引規則の影響を受けます。したがって、新しいVAT要件および利用可能なオプションを認識しておく必要があります。サプライチェーンと選択したオプションによって、VAT登録手続き要件、VATを負担する当事者、ロジスティクスおよび通関手続きが変わり、また顧客の満足度にも影響を及ぼします。私たちは、これらの関係者すべてが、適時に適切な対応を行うことを推奨します。



お問い合わせ先



Max van de Ven

✉ VanDeVen.Max@kpmg.com
☎ +31 (0)88 909 2575



Andy van Esdonk

✉ VanEsdonk.Andy@kpmg.com
☎ +31 (0)88 909 1596



Lennert Janssen

✉ Janssen.Lennert@kpmg.com
☎ +31 (0)88 909 1810